

1 法人における基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の生活を阻むものである。

利用者お一人おひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

【身体拘束の具体的な行為例】

- i 車椅子やベッドに縛りつける。
- ii 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- iii 行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- iv 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- v 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- vi 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<参考>厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

2 身体拘束等の適正化のための具体的取組み

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、身体拘束適正化委員会を設置する。虐待防止委員会の開催に併せて、身体拘束適正化委員会を開催する。また、必要な時には都度招集し、検討事項としては、主に下記の通りとする。なお、開催は年1回以上とする。

① 身体拘束等の実施状況に関する事項

現に身体拘束を行う必要がある利用者、今後身体拘束を行う可能性がある利用者ごとに検討（事業所ごとで行う）

② 3要件に関する事項

切迫性・非代替性・一時性の確認について

③ 身体拘束に関する事項

スタッフ間での意識啓発について（身体拘束の有無にかかわらず実施）

④ 研修に関する事項

⑤ その他身体拘束等に関する事項

委員会での検討内容は記録し、委員会の結果について全スタッフに周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化に関する研修の実施

① 研修実施方針

- ア 法人研修年間計画に基づき実施
- イ 身体拘束適正化に関する基礎的な知識を普及・啓発

② 上記方針に基づき、下記の通り研修を実施

- ア 全スタッフに対する研修の実施（年1回以上）
- イ 新任者に対する研修の実施
- ウ その他必要な研修の実施

③ その他

事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組み作りのために、管理者・サービス管理責任者・虐待防止マネージャーが率先して法人外の研修に参加

3 身体拘束発生時の基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

(1) 3要件の確認

切迫性…利用者本人、または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択しない。

(2) 身体拘束の取り扱い

虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合、かつ3要件の全てを満たした時のみ、本人・親族等への説明を行い、同意を得てから行う。

(3) 身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他の必要な下記の事項を記入する。

- ① 拘束が必要となる理由
- ② 拘束の方法
- ③ 拘束の時間帯

- ④ 特記すべき心身の状況
- ⑤ 拘束開始及び解除の予定

4 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、事業所で身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子など）を記録し、身体拘束の適正化に向けて定期的に検討する。

また、虐待防止委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（3要件の具体的な再検討など）を行う。ただし、管理者が定期開催の委員会を待たずして、臨時的な開催を要すると判断した場合は、同委員会を招集するものとする。

5 利用者親族等に対する本指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し利用者、親族等及びスタッフがいつでも閲覧が可能な状態とする。

附 則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。